

令和2年2月26日

各社会福祉施設等設置者 様

広島県健康福祉局地域福祉課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県主催イベント等の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、国において2月25日に感染対策の基本方針が示されたことから、県においては、国の方針や、専門家のアドバイスを踏まえ、当面、3月31日までの間、別紙「広島県主催イベント等の取扱いについて」により、取り扱うこととしました。

については、社会福祉施設等において、イベント等を実施する場合には、この取扱いに記載されている「イベント等を実施する場合の必要な対策」を講じていただくよう、お願いします。

また、この取扱いについては、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しが行われます。